

会 議 録

令和4年度第9回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和4年12月22日（木） 開会：午後2時 閉会：午後3時56分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出 席 委員名	教育長 大城 裕子 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子	
事務局員	(教育部長) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：友利 克 (教育総務課) 次長兼課長：松堂 英彦 補佐兼係長：古謝 勝広 総務係長：米田 美香	
説明員	(共同調理場) 次長兼場長：福里 匡 (学校教育課) 課 長：与那覇周作 指導主事：座間味浩二 係 長：友利 祐輝 主任主事：藪野 真教 (子ども未来課) 次長兼課長：久貝 順一	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	承認
報 告	会議録の承認について（令和4年度第8回教育委員会（定例会）） 教育長報告	承認
議案第33号	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	可 決
議案第34号	令和5年度宮古島市立幼稚園休園の承認について	可 決
議案第35号	宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部改正について	可 決
議案第36号	宮古島市研究指定校（園）指定要綱の全部改正について	可 決
そ の 他	ホームページの教育委員会議事録の更新について	
そ の 他	認定こども園について	

会 議 録

大城教育長	<p>これより令和4年度第9回教育委員会（定例会）を開催します。</p> <p>本日は、中尾委員が所用により欠席となっておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、平良智枝子委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認」です。</p> <p>令和4年度第8回の教育委員会会議録です。</p> <p>しばらく時間をおきますので確認をお願いします。</p> <p>ご意見、質疑等あればお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p> <p>質疑ないようですので、第8回教育委員会会議録について承認としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>日程第2「会議録の承認」については、承認とします。</p>
大城教育長 教育総務課 松堂次長 大城教育長 前泊委員 大城教育長	<p>次に日程第3「教育長報告」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 資料を読み上げて説明 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 補足・訂正 ） 質疑等あればお願ひします。</p> <p>魅力ある学校作り推進事業ヒアリングは、進捗状況の確認になりますか。</p> <p>魅力ある学校作り予算は、学校経営目標実現の為の学校長裁量予算になりますが、より弾力的、効果的に予算を活用していただきたいという事で、改めて予算に関する理解を深めていただき、いろんな取り組みを行ってほし</p>

<p>前泊委員</p> <p>大城教育長</p> <p>教育部 砂川部長</p> <p>大城教育長</p>	<p>いという事でヒアリングの機会を設けました。</p> <p>計画書を見ますと、同じ講師の方を招聘していたというのも見受けられましたので、時期を合わせる事で旅費等の分担ができ、浮いた予算を他に活用できるのではないかとという情報共有も行いました。</p> <p>鏡原小中一貫教育地元説明会の件ですが、ここまで進んでいるんですね。</p> <p>今回、前里光健議員主催で開催された説明会で、保護者、地域の皆さんに教育委員会としての考えを共有させていただきました。</p> <p>地域からは30名程、参加されていました。小中一貫校は進めていただきたいという声が多かったように思いますが、地元と情報共有・意見交換しながらやっていきましょうという話で、時間にして1時間半ぐらいでした。</p> <p>他に質疑等ございませんか。</p> <p>質疑ないようですので教育長報告について承認とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>共同調理場 福里場長</p> <p>大城教育長</p> <p>平良委員</p> <p>共同調理場 福里場長</p> <p>大城教育長</p>	<p>次に日程第4「議案第33号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第33号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>就業時間が30分繰り上がることにより、後半部分の業務に支障はでませんか。</p> <p>今回は、食材納入に対応する為の改正になります。業務に関しましてはシフト制での勤務になりますので、業務に支障がでる事はありません。</p> <p>他に質疑ありませんか。質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>それでは、「議案第33号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p> <p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>次に日程第5「議案第34号 令和5年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第34号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p> <p>下地委員</p> <p>学校教育課 与那覇課長</p> <p>子ども未来課 久貝課長</p>	<p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p> <p>休園することになった幼稚園について、入園希望者が何名で対応はどうするのか教えて下さい。</p> <p>令和4年度休園しておりました西辺幼稚園につきましては、5歳児が8名ということで開園になります。池間幼稚園については0名で希望者がありません。西城幼稚園につきましては4歳が1名、5歳児が3名の計4名。城辺幼稚園につきましては5歳児が3名。砂川幼稚園はこども園に移行となります。佐良浜幼稚園は5歳児の3名となっております。</p> <p>西城幼稚園につきましては西城保育所、城辺幼稚園につきましては福里保育所が5歳児を受け入れ可能な状況がありますので、休園の場合には保護者の判断によりますが、近隣の保育所の方に受け入れは可能という事です。</p>
<p>前泊委員</p> <p>子ども未来課 久貝課長</p>	<p>これは、保護者が働いていなくても可能でしょうか。</p> <p>午前のみ利用という形になるのであれば、砂川地区に開園予定のいけむらこども園を検討ということになると思います。現状からいきますと預かり保育を利用している方が多くいますので、その条件に合った方が保育所の方に通うという形になります。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>砂川幼稚園はいけむらこども園に移行という話ですが、砂川幼稚園はどうなりますか。</p>

<p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>管理規則に閉園という条項がないので、規則を改正してから閉園という形をとりたいと思います。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>去年もこの時期に話をしたかと思いますが、幼稚園管理規則の中に宮島幼稚園、来間幼稚園等、閉園している幼稚園が記載されていますが、規則の改正をしないと現存しない幼稚園も記載されたままという事になりますか。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>見直しを考えていまして、その際に整理していきたいと思っています。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>去年の西辺のように12月末までが最終期限になりますか。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>そうです。今月の28日までになります。</p>
<p>下地委員</p>	<p>城辺地区4学区の幼稚園を一つに合併して、定足数を満たすというような事は考えておりませんか。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>こども未来課の方でその計画の策定を進めているようですので、説明をお願いします。</p>
<p>子ども未来課 久貝課長</p>	<p>城辺地区に関しましては、保育所が小学校近くに隣接しているという事もありますので、幼稚園の機能と保育所の機能を一体化したこども園への移行を考えております。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に質疑ありませんか。質疑等なければ、編制の字句を訂正した上で、原案の通り可決としてよろしいでしょうか？ (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第34号 令和5年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」は、原案のとおり可決とします。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に日程第6「議案第35号 宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 友利係長</p>	<p>議案第35号についてご説明いたします。</p>

藪野主任主事	(資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。
平良委員	GIGA スクール構想に基づいて1人1台端末の整備状況は、宮古島市では全員完了していますか。
学校教育課 藪野主任主事	令和2年度末に配布を行いまして、3年度から供用開始しております。
前泊委員	教育情報システム管理者、市情報システム管理者、教育情報セキュリティ管理者はどなたになりますか。
学校教育課 藪野主任主事	教育情報システム管理者は学校教育課長、市情報システム管理者は情報政策課長、教育情報セキュリティ管理者は各学校長になります。
前泊委員	今回、教職員に関する遵守事項というのが沢山ありますが、学校長あるいは情報担当へ、改正する内容をまとめて流していただきたい。
学校教育課 藪野主任主事	実施手順など雛形を作りまして各学校に周知をする予定ですので、参考にさせていただきたいと思います。
学校教育課 藪野主任主事	全体に関しましても抜粋したようなわかりやす資料等もありますので、周知させていただきます。
大城教育長	他にご質問等ありませんか。質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、「議案第35号 宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。
大城教育長	次に日程第7「議案第36号 宮古島市研究指定校(園)指定要綱の全部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。



<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>議案第36号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。</p>
<p>平良委員</p>	<p>指定期間ですが、原則として2年とするという文言が取り払われて、指定された会計年度の末日までとするとなっていますが、その経緯について教えてください。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>県や国の研究指定も大体が1年となっています。それに準じた形をとるという事です。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>研究紀要作成から公開まで1年でやるんですか。先生方ますます多忙になると思うのですが。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>予算措置に関して今まで補正予算で対応していたのですが、次年度以降当初予算で計上して、4月の早い段階からちゃんと指定を受けて動けるようにということでの改正になっています。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>学校は人事異動で校長先生が代わったり、実際に研究について動き始められるのは結構時間がかかると思いますし、会計年度1年のうちに研究紀要を作り公開をし、全国学力調査等他の業務もある中では益々成果もあがらず、報告できぬままになるのではないかと懸念されます。延長するにしても年度の区切りを以て来年もとなると思います。</p> <p>2年の指定であれば、1年日は紀要作成、2年日に公開をしてまとめて終わるという形で、ゆとりを持って研究できたと思いますが、1年でとなると指定を受けるところは苦しいのではないかと思いますので、そこは予算だけの関係ではないと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>予算の執行は年度毎でやってくださいという形で、大体の研究指定は2年、長くて3年だと思います。1年指定というのはあまりないと思いますが、今回の池間小中のコミュニティスクールについては、次年度から導入していくという事で、準備段階として1年指定にしているんですが、次年度県のSDGsはまた2年になっています。指定や研究内容で1年というものもあるので2年</p>

	<p>の縛りは外した方がいいという考えです。</p>
前泊委員	<p>池間は準備の為に指定を受けて、8月から予算を執行しているのに公開・報告せずに来年本格的に実施するのであれば、次年度少し予算をつけていろいろ調査したものを報告して終わるのが普通じゃないですか。お金を貰って来年は研究から外れたら、準備の為に研究というのはないと思いますよ。準備をしたらしっかり実践をして成果課題報告をして地域に還元するというのが、予算を執行し指定を受けて研究したという意味なのかなと思います。</p>
平良委員	<p>第3条の指定がなされた会計年度の末日というのは、2年間指定してそれがその2年目の末日という事でいいですか。</p>
前泊委員	<p>今年指定されたら今年度の末日という事ではないですか。</p>
平良委員	<p>2年間の研究指定でも、1年。</p>
前泊委員	<p>2年間は市では指定できないので、1年毎にしていくという形ですよ。</p>
平良委員	<p>現場からしたらちょっと厳しいです。</p>
大城教育長	<p>期間について今会計年度末までとしているところを2年に延長して設定した方がいいということですか。</p>
前泊委員 学校教育課 与那覇課長	<p>最低でも2年、もしくは3年で</p> <p>県の指定校の方に準じて書き直したところもあって、教育課程の研究指定校が1年毎で、先に宮古島市が予算をつけて、研究が終わってから県からお金が入ってくるというような形があって、それと同じように合わせる必要があるという事での改正です。</p>
前泊委員	<p>宮古島市での指定の内容が、教育委員会の施策に関する事項っていう事になっていますので、県の指定する教育課程の研究は日々の授業で実践できますのが、新たな課題、みんなが課題としているものではないので、施策に関する事項となると、少し幅を持たせた方がいいと思います。</p>

大城教育長	<p>県の研究指定校の研究の期間については、このような文言になっているという事ですか。この会計年度の末日まで。参考になっていますよね。</p>
前泊委員	<p>教育課程でしょう。県は教育課程研究だけではなく、いろんな指定があったりするじゃないですか。そういうのは大体2年ですよ。</p>
大城教育長	<p>この要綱を使って延長しているというところですか。県は、こういうような文言であらかじめもう2年と決まっていますその要綱の中にも2年とあります。</p>
前泊委員	<p>2年というのも3年というのもありますよね。</p> <p>学校が自ら手を挙げるのが理想だと思いますが、募集してもなかなか集まらないので、結局委員会から願う形の方が多いんですよ。1年終わった時点で次がないから引き続きやってくれませんかというのが実態だったりするんです。</p> <p>1年という教育課程研究の指定の仕方があるけれども、教育施策をやるのであればしっかりと2年位とって、地域や他の学校にも還元できるように、研究内容も紀要か公開のどちらかを毎年した方がいいだろうし、最後の年には纏める形があった方がいいと思います。1年ではちょっと厳しいです。</p>
学校教育課 与那覇課長	<p>全てが1年というわけではないので、研究内容によって研究機関の方とも調整しながらと考えています。</p>
前泊委員 生涯学習部 友利部長	<p>目標や内容によっては末日までとするのではなく、1年及び2年とするとか。</p> <p>最初に1年というか固定観念に動かされてるんですよ。内容を見たら柔軟にできるようになっていると思いますよ。</p>
大城教育長	<p>逆に2年と縛ってしまうと1年で終了するものの中にはあるわけじゃないですか。短縮し、または延長するという文言が入っているのでこのままというのは難しいですかね。</p>
前泊委員	<p>研究成果の発表の任意というのは時期とか方法の任意ですよ。</p>

<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>公開の方法として紙面公開でもいいと思います。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>研究成果を研究紀要としてまとめ、教育委員会及び学校に配布するものとする。これは任意では無いですよ。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>僕も3年研究した際には、毎年紀要は作成しました。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>県が2年もしくは3年という研究をしている取り組みがあるので、市としては基本的に1年というところで延長して柔軟に対応していくような方法でいいのかなという事で、こういう内容になっています。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>これ学校からあがらない場合は、委員会からは何校くらい研究校の指定をとして考えてるんですか。学校が手をあげない場合。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>小学校中学校から1校ずつというふうに想定して、加えて県からも毎年必ずあるものですから、そういうことはまた別なのか一緒なのかっていうところですね。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>既に8月から適用しているって事ですよ。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>はい。池間小中学校で今年度。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>城東もコミュニティスクールの一つという話もあると思いますが、次年度は池間のように指定するような話はありませんか。</p>
<p>学校教育課 座間味指導主事</p>	<p>池間のノウハウを紀要でまとめたものを他の学校にもひろめていく。</p>
<p>下地委員</p>	<p>国とか県からこういう方向性を示して、願望が含まれてますでしょ。条文の規定に関しては通達があったような方法で問題はないと思います。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>いろいろなご意見を出していただいて、その上でまた見直すべきものは見直していくような。</p>

<p>下地委員</p>	<p>実際に現場でどのような方法が一番いいのか、よくヒアリングして現場の意向に沿うような形でもっていくことじゃないですかね。柔軟に表現できる場所は表現して規約を定めて、運用の面でよく話し合っって皆さん努力しているのはそれでいいんじゃないですか。規約から外れていなければ。</p>
<p>教育部 砂川部長</p>	<p>今回の池間小中のコミュニティスクール、県に申請するのが1月頃、交付決定が来るのが5月で年度明けなので、6月議会で補正予算計上をし予算が成立した後の8月からとなっています。令和5年度からは申請時期において交付決定が来る前に予算要求をして、4月、5月と少し早めに対応できるようにしますが、やはり2年というのよりも1年が原則。文言に短縮または延長することができるかと入っていますので、2年でも対応できます。来年度の予算も決まってないのに2年と決めるのかという部分はあって、1年1年やった方が運用的にはいいかなという感じですかね。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>予算の関係っていうのもそれはそれでいいですけど。予算が来なかったことがないので話をしていたんですが。短縮っていう事もあるんですか。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>短縮はあまり考えられないですけど、学校の事情などによりそういう可能性が全くないわけではないという事でよろしいですかね。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>もう一つ気になったのが、指定校の対象で宮古島市立幼稚園とありますが、こども園は対象になりませんか。</p>
<p>学校教育課 与那覇課長</p>	<p>教育委員会が指定する指定校なので、我々が所管している幼稚園、小学校、中学校が対象となります。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>幼稚園をこども園に移行するという新しい流れがあって、連携した研究というのが市の教育施策的なものなのかなと思ったりもするんですが、今の時点では管轄が別という事で、市立幼稚園という事になるという訳ですね。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>この件について他にご質問ありませんか。質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>

	<p>それでは、「議案第36号 宮古島市研究指定校（園）指定要綱の全部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第9「その他」で何かありますか。</p>
平良委員	<p>今いろいろ勉強したくて宮古島市のホームページで教育委員会を検索した際に、会議の議事録の報告が平成28年度でストップしている状況だったんですね。過去のを全部揃えられないにしても、直近のものからでも公開していただきたいです。</p>
大城教育長	<p>ご指摘ありがとうございました。教育総務課で更新お願いいたします。</p> <p>他にありますか。</p>
学校教育課 与那覇課長	<p>認定こども園について報告させていただきます。</p>
大城教育長	<p>この案件は、現在計画策定中の案件になるため、秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、これより秘密会とすることに決定しました。</p> <p>関係者以外は退席をお願いします。</p> <p>（ 秘密会につき会議録省略 ）</p> <p>ここで秘密会を解きます。他にありますか。</p> <p>なければ、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第9回宮古島市教育委員会（定例会）を閉会します。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長 大城 裕子 </p> <p style="text-align: right;">会議録署名委員 平良 智枝子 </p>